公　　告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年１１月５日

山梨県知事　長崎　幸太郎

記

１　農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）
①北杜市武川町三吹中山地区　仮 2-3	畑	3,097
②北杜市武川町三吹中山地区　仮 19-3	畑	4,052
③北杜市武川町三吹中山地区　仮 10-6	畑	596

２　農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
①賃借権	令和９年１月１日	５年間 （令和 13 年 12 月 31 日まで）	１５４，８５０円
②賃借権	令和９年１月１日	５年間 （令和 13 年 12 月 31 日まで）	２０２，６００円
③賃借権	令和９年１月１日	５年間 （令和 13 年 12 月 31 日まで）	２９，８００円

３　農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山梨県農業振興公社
理事長　中村　毅
甲府市宝１丁目２１番２０号

４　農地の所有者等の情報

従前地の土地の登記名義人が死亡し、所有者を確知することができない。

５　補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに甲府地方法務局（本局）に補償金を供託してください。

６　補償金の還付について

農地の所有者等は甲府地方法務局（本局）において、補償金の還付を受けることができる。